

第 88 号議案

足立区障がい者通所支援施設条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 22 年 12 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区障がい者通所支援施設条例の一部を改正する条例
足立区障がい者通所支援施設条例（平成 21 年足立区条例第 15 号）
の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号イ中「第 18 条第 2 項」を「第 18 条第 1 項」に改め、
同号ウ中「第 16 条第 1 項第 2 号」を「第 15 条の 4」に改め、同条第
2 号イ中「第 18 条第 2 項」を「第 18 条第 1 項」に改め、同号ウ中
「第 16 条第 1 項第 2 号」を「第 15 条の 4」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

種類	名称	位置
生活介護事業所（生活訓練型）	足立区綾瀬福祉園	東京都足立区東綾瀬一丁目 26 番 2 号
就労移行支援事業所	足立区大谷田就労支援センター	東京都足立区大谷田一丁目 44 番 3 号
就労継続支援 B 型事業所	足立区大谷田就労支援センター	東京都足立区大谷田一丁目 44 番 3 号

付 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

神明福祉園等を廃止するとともに規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。